

令和6年度

神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会

令和6年9月6日（金）

スマートレンタルスペースbelle関内601

## 開 会

(事務局)

皆様、定刻になりましたので、ただいまから令和6年度神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会を開催いたします。私は、本会議の事務局をしております、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。議事までの間、進行を務めさせていただきます。

## あいさつ

(事務局)

それでは、議事に先立ちまして、白石精神保健医療担当課長からご挨拶申し上げます。課長、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ご紹介いただきました、神奈川県健康医療局がん・疾病対策課精神保健医療担当課長の白石と申します。よろしくお願いいたします。私はこの4月に着任いたしまして、その前は、がん・疾病対策課の副課長ということでこの会議にも携わらせていただきましたので、引き続きよろしくお願いいたします。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

さて、神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画の第1期については、昨年度をもって計画期間が満了したことから、令和6年3月に計画を改定したところです。依存症は否認の病と言われ、患者数の推移については正確な把握が難しいところですが、コロナ禍における生活や環境の変化によって依存症のリスクが高まることが指摘されてきました。ギャンブル等依存症も例外ではなく、オンラインカジノ、ブックメーカーといったインターネットを利用したギャンブルなど、ギャンブル等依存症に関する新たな課題への対応が必要な状況となっています。

本日の会議では、まず議題(1)として神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画の進行管理について、次に(2)として依存症対策に係る本県の取組について、最後に(3)としてギャンブル等依存症対策の普及啓発についてご説明し、皆様方からご意見を頂きたいと考えております。スムーズな議事進行と活発な意見交換にご協力をよろしくお願いいたします。

(事務局)

課長、ありがとうございました。

続きまして、事務局から何点かご案内させていただきます。本日は、議事録作成のため発言を録音させていただいております。あらかじめご承知おきください。

次に、会議の傍聴につきまして県ホームページで公募したところ、傍聴の希望はありま

せんでした。その旨、ご報告いたします。

また、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、本県の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱第9条に準じる形で県のホームページに掲載したいと存じますので、よろしくお願いたします。

続きまして、お手元にお配りしている資料を確認させていただきます。次第、参加者名簿、資料が1～3まで、参考資料が1～6までとなっております。なお、対面ご出席の方につきましては、参考資料3～6と、追加資料につきましてはピンクのファイルに綴じておりますのでご確認いただければと思います。資料にもし過不足等がございましたら、事務局にお声がけいただければと思います。よろしくお願いたします。

次に、委員の紹介をさせていただきます。本会議は令和6年6月に委員の改選を行い、今回は改選後、最初の協議会となります。今年度は8名の方に新たに委員を委嘱させていただきましたので、新任の方について、配付の名簿順にご紹介させていただきます。

まず、一般社団法人神奈川県精神神経科診療所協会常任理事でいらっしゃいます河村様でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、神奈川県司法書士会社会問題対策委員会副委員長でいらっしゃいます高原様、よろしくお願いたします。

続きまして、神奈川県競輪主催者連絡協議会、平塚市公営事業部事業課長でいらっしゃいます渡邊様、よろしくお願いたします。

続きまして、相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部長でいらっしゃいます米山様、よろしくお願いたします。

続きまして、神奈川県町村保健衛生連絡協議会、清川村子育て健康福祉課長でいらっしゃいます天利様です。よろしくお願いたします。

続きまして、神奈川県都市衛生行政協議会、藤沢市健康医療部参事兼健康づくり課長でいらっしゃいます神谷様でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、保健福祉事務所等所長会、茅ヶ崎市保健所長でいらっしゃいます濱様でございます。よろしくお願いたします。

最後でございます。神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課長でいらっしゃいます池田様でございます。本日は代理で阿武様にご出席いただいております。どうぞよろしくお願いたします。

また、本日代理出席の方もご紹介させていただきます。日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター、菅原委員の代理で増尾様でございます。よろしくお願いたします。

先ほどもご紹介いたしましたが、神奈川県警察本部、池田委員の代理で阿武様でございます。よろしくお願いたします。

全国ギャンブル依存症家族の会神奈川、田村委員の代理でいらっしゃる安居院様でございます。よろしくお願いたします。以上、3名の方に今回代理出席いただいております。

また、欠席の方でございますが、学校法人北里研究所北里大学病院の朝倉委員、公益社団法人神奈川県医師会の渡邊委員、神奈川県精神神経科診療所協会の河村委員の3名につきましては、ご欠席ということで頂いております。

本日の出欠状況でございますが、総数29名のうち、出席者26名で、欠席者3名でございます。過半数を満たしております。神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づきまして、本協議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、令和6年6月に委員の改選を行いましたので、会長及び副会長の選出に移らせていただきます。設置要綱第4条第2項により、本会議の会長は構成員の互選により選任することとしております。委員の皆様からご推薦等ございますでしょうか。

特にご推薦がないようでしたら、事務局からご提案させていただきたいと思っております。昨年度、当協議会におきましてギャンブル等依存症対策推進計画の改定を行い、今年度以降、第2期計画に関する進捗管理や計画に基づく取組の推進が求められております。つきましては、計画改定を行った前期に会長を務められ、国のギャンブル等依存症対策推進関係者会議においても会長を務められていらっしゃる、久里浜医療センター名誉院長・顧問の樋口委員に引き続き会長にご就任いただきたく存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(事務局)

ありがとうございます。ご異議ないようですので、樋口委員に会長にご就任いただくことで決定させていただきました。樋口会長、会長席にご移動いただければと思います。よろしくお願いたします。

(樋口会長、会長席に移動)

(事務局)

ご移動ありがとうございます。次に、副会長については、設置要綱第4条第2項によりまして、会長にご指名いただくこととなります。樋口会長、どなたかご指名いただけますでしょうか。

(樋口会長)

久里浜医療センターの樋口でございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。ただいま、事務局から副会長のご指名についてお話がありましたが、ギャンブル等依存症対策については、我々のような医療だけではなくて多方面の連携が必要だと、これは国でもすごく強く推進しているところです。そういうことを鑑みて、法律の専門家であり、また、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会に所属されている、神奈川県弁護士会の松岡委員に引き続き副会長をしていただきたいと思いますと考えておりますが、松岡委員、いかがでしょうか。

(松岡委員)

分かりました。承知しました。

(拍手)

(事務局)

樋口会長、松岡副会長、ありがとうございます。松岡委員も副会長の席にご移動をよろしく願いいたします。

(松岡副会長、副会長席に移動)

(事務局)

それでは、これより議事に移りたいと思います。設置要綱に基づきまして、議事進行は樋口会長にお願いしたく存じます。それでは、樋口会長、よろしく願いいたします。

(樋口会長)

委員の先生方、よろしく願いいたします。それでは、次第に沿って進行してまいりたいと思います。

## 議 事

- (1) 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の進行管理について  
(資料1-1、1-2)

(樋口会長)

議題の「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の進行管理について、事務局からご説明ください。

### 【事務局から説明】

(樋口会長)

どうもありがとうございました。それでは質疑等に入りますが、ただいまの事務局の説明についてご質問・ご意見等がございますでしょうか。いかがでしょうか。

私から1つだけいいですか。先ほどの112ページの下から4つ目ですが、「かながわ未病改善ナビサイトによる情報提供」というのがあって、現状値が161万件で目標値が36万件というのは、既に現状値が目標値をはるかに超えているのですが、これについてはいかがでしょうか。

(事務局)

会長、ありがとうございます。昨年度、改定の際にこちらについては確認させていただいていたのですが、どういう根拠をもって数値設定されているのか、少し確認に時間を頂きたく存じますので、この会議の場でか、もし確認し切れなかった場合は、後日、数値の根拠は回答させていただきます。

(樋口会長)

お願いします。ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。どうぞ、お願いします。

(斎藤委員)

分からないのですが、今の112ページで上から3番目の「かながわ依存症ポータルサイトによる情報提供」というところですけども、これが6000件となっています。前は3000件というお話をお聞きしたのですが、半分になった理由はございますでしょうか。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。前回、第1期計画においては月平均3000件だったということですが、昨年度見直しを図るに当たって、月平均をもう一度計り直したところ、月平均4000件に上がっておりました。ですので、第2期計画において、月平均6000件に目標値

を向上させております。より高い、多くのアクセス数を目標としていきたいということで目標値を伸ばす形としておりますので、ご理解いただければと思っております。

(斎藤委員)

ありがとうございました。

(樋口会長)

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。オンラインのほうも大丈夫でしょうか。

(事務局)

特に今のところ、オンラインのほうでは手は挙がっておりません。

(樋口会長)

もし何かあれば、最後にまた取り上げていただければと思います。それでは、事務局には引き続き、第2期ギャンブル計画に基づきギャンブル依存症対策の取組を進めていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(2) 依存症対策に係る本県の取組について（資料2）

（樋口会長）

続きまして、議題（2）依存症対策に係る本県の取組について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局から説明】

（樋口会長）

事務局、ありがとうございました。ギャンブルに限らず、依存症全般の取組です。今、県の取組について説明いただきましたが、何かご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。小林委員、お願いします。

（小林委員）

神奈川県立精神医療センターの小林です。先ほどのご報告、ありがとうございます。依存症の臨床をやっている医療機関として困っていることがございまして、専門医療機関がまだまだ足りないということ、ギャンブルも含めて依存症に対応してくださる、積極的に手を挙げてくださる医療機関が少ないことが懸念材料です。特に地域差がございまして、川崎市とか横浜市北部、それから、藤沢から西の湘南地域に関しては、患者さんが落ち着いた後もフォローをお願いしたいのですが、なかなか依存症を積極的に診てくださる医療機関がぱっと出てこないところが問題かなと思っております。もちろん、政令市のほうは県も対応するのが難しいところもあるかもしれませんが、特に湘南地域も含めまして、こういった専門医療機関を増やせない原因についての分析とか、専門医療機関に名乗りを上げるために必要な、こういうサポートがあれば手を挙げられるんだけどみたいな、そういった聞き取りみたいなものがございましたら、そして、どのように今後、専門医療機関を増やしていくのかに関して、何か方針みたいなものがございましたらお話を伺いたいです。よろしく願いいたします。

（事務局）

小林先生、ご質問ありがとうございます。先日の依存症の治療拠点機関の連携会議においても同様の質問等をさせていただき、ご意見等頂いたところでございます。やはり地域の偏在性といったことで、川崎市域や横浜北部、湘南地域、県西の地域に現在、専門医療機関が設置されていないところで、県としても課題意識を持っております。恐らく一番ネックになっているといいますか、ハードルが高いのは、プログラムの開催なのではないかと思っております。先生方やスタッフの皆さんのノウハウがかなり重要なところとなっておりますので、そこがなかなか、専門の研修を受けている先生はいらっしゃるのかもしれませんが、院内で対応できる体制が整っていないことが課題なのかなと認識しております。

今年度は、今後、県の保健福祉事務所や各市域の保健所等にヒアリングした上で、個別の医療機関さんに少しヒアリングできないかということで動こうとしております。そこで現場の声、課題認識等を確認し、県としても必要な投げかけ等を行っていきたいと考えております。以上でございます。

(樋口会長)

小林委員、大丈夫でしょうか。

(小林委員)

ありがとうございます。

(樋口会長)

それでは、事務局、ぜひよろしく願いいたします。

そのほか、ご意見どうぞ。安楽院委員、どうぞ。

(安楽院代理)

全国ギャンブル依存症家族の会神奈川の安楽院と申します。12ページの相談支援体制の整備というところに、アルコールと薬物の人材育成がプログラムとして組み込まれていますが、今後、ギャンブル依存症でもこのように人材育成のために何か準備されていることはあるのでしょうか。ギャンブル依存症は、正しい知識で対応しないと本当にどんどん悪化する、死と隣り合わせの恐ろしい病気だと思うので、そのことはどうなっているのかなと思って、お聞きいたします。

(事務局)

神奈川県精神保健福祉センター相談課の石井と申します。こちらに挙げましたアルコール健康相談研修と薬物相談業務研修をセンターとして行っております。もちろん、これ以外の人材育成として、今出ていますギャンブルとかゲーム依存等についても、かなり相談が増えてきていることもございますので、今後取り上げていきたいということは認識しております。どういう形で取り上げるかというのは、研修の枠が決まっておりますので、その辺も見ながら組替えをしていきたいということは想定しています。具体的にまだ、いつどういうものをというのはないですが、そういうことをテーマにしていかないと、という認識はございますので、今後、取り上げていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(樋口会長)

蛇足ですが、我々の久里浜医療センターでギャンブルやゲームの全国研修をやっていますけれども、申込者がものすごく多くて毎回かなりの方をお断りしている状況です。ニーズは非常に高いと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでございますか。どうぞ、岡崎委員。

(岡崎委員)

7月にギャンブルの自死遺族の集まりがあったという報道を聞きまして、ギャンブル依

存症問題を考える会の主催で東京で行われたということです。ギャンブル依存症は、先ほども死に近くなるというお話がありましたし、自殺率が高いことは前から知られていることですが、ギャンブルに関して自死遺族の支援ということも、私は全部調べ切れなかったですけれども、文言が入っていないのかなと思います。計画ができたばかりなので、今からはあれかもしれませんが、そのあたりもこれから、重たいテーマではありますが大事などころかなと思いますし、そういう方たちの支援ということを盛り込んでいく、あるいは啓発の中に加えていくことも大事なことかなと思いましたので、発言させていただきました。以上です。

(樋口会長)

計画は既にできていますので、次の計画になるのでしょうか。とても大事な内容だと思いますので、検討していかないといけませんよね。何かございますか。

(中村)

全国ギャンブル依存症家族の会の中村と申します。よろしく申し上げます。家族の会と連携していますギャンブル依存症問題を考える会というものがあまして、そこで今年の7月20日に自死遺族会というものを発足しました。ギャンブル依存症は死と直結してしまっていて、実際には去年、うちの会で6名の若い命が亡くなっているという現実もあります。そこで田中紀子代表がこれを立ち上げまして、悲しいことが二度と起こらないようにということで、いろいろな体験や正しい対応を伝える場として、今、全国を回っています。東京の星陵会館で7月に始めて、広島と福島と福岡、新潟、大阪、北海道と、7か所を来年1月にかけて回っていきたいと思います。なかなか声を上げる人は少ないですが、この中で現実を知ってもらいたいという一つの取組になっていますので、よろしく申し上げます。

(樋口会長)

情報提供、ありがとうございました。ほかに、どうぞ。

(濱委員)

保健所長会から出席させていただいています、茅ヶ崎市保健所長の濱と申します。保健所の現状としまして、依存症の相談窓口ですが、ギャンブルに特化してやれている状況ではなくて、依存症の相談窓口という形でやれているところがあるかもしれないです。むしろ相談窓口といいましょうか、よろず相談のような形で、自殺対策などと同じように相談を受けて、それで依存症の相談もあるというのが保健所の現状ではないかと思います。今回、県の施策を見させていただいたのですが、専門医療機関の場合はある程度依存症の種類——アルコールや薬物、ギャンブル等で分けて設置されているようですが、施策全体を見させていただくと、ギャンブル等に特化したというよりは、むしろ依存症全般の施策を打っているように思います。教えていただきたいのは、施策を打つに当たって、ギャンブルに特化した形でやるほうが効果的なのか、やはりゲームなども含めて依存症とい

う全般的な形で広く打っていったほうがいいのか、そのあたりをどのように考えたらいいいのか、専門的なご意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

(事務局)

精神保健医療担当課長の白石です。ご意見ありがとうございました。我々のほうでも、アルコール対策計画とこのギャンブルの計画はかなり重なる部分があるということを確認しておりまして、場合によっては将来、これを統合するという事も視野に検討しております。ですので、このまま別々の計画でいったほうがいいのか、統合していくのか、総合的に対策を打っていくのか、今後、検討していきたいと思います。以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございます。専門医療機関の立場から言わせていただくと、ギャンブル依存が問題になってきたのはアルコールや薬物よりも最近です。ギャンブル依存の治療も実はアルコール依存の治療とかなり似通っていて、アルコール依存の治療をギャンブルのほうに応用していくとかなりうまくできると思います。我々の医療機関もそうで、私もギャンブルの患者を診ています。今後も依存の専門医療機関の場合、既に持っているノウハウをギャンブルのほうに拡大して行って、ギャンブルの患者さんを診ていただくという形になってくるのではないかと思います。

(濱委員)

ありがとうございます。

(樋口会長)

よろしいでしょうか。それでは、どうぞ。

(松岡副会長)

神奈川県弁護士会の松岡です。先ほどのギャンブル依存症に特化しているのかという話で、私の感覚としても、恐らく依存症という大きな枠があって、その中にいろいろな分野があってとなるので、正直、まとめて依存症対策とやって、その中で部会に分かれて、最終的に依存症全体として協議する場があればいいと思うのですが、これは神奈川県さんも難しいと思うのは、国がギャンブル依存症の基本計画をつくってしまったから、それに従ってやらざるを得ないところがあって、それでなかなか難しいところがあるのかなと。私もいろいろな事件をやっていて、個別に分けてしまうとこぼれ落ちるところが出てくるので、大きく分けて、新たに出たことをそこに包括的に取り込めるような形にしておかないと難しいのかなと思います。それが今のことで、私からも1点質問があって、3ページの右側の県のホームページですが、アクセス数は令和4年度が4万8000云々件で、令和5年度が1万1057件と減っています。これは何か原因があるのですか。

(事務局)

副会長、ありがとうございます。明確な理由というのはまだ分析できていないところがございます。令和2年度から3年度にかけてかなりアクセス数が伸びているのは、恐らく、

県のほうで漫画家さんに漫画をお願いしてゲーム依存症に関する10分超えの長めの動画をつくって、その啓発に注力したといったことがございます。また、令和4年度に関してはアルコールの計画の改定期間だったなど、正直なところを言いますと、このホームページのアクセス数が何によって伸びているのか、また、何で減っているのかといったところは、まだ詳細な分析ができていないところがございますが、引き続き周知には尽力していきたいと考えております。

(事務局)

がん・疾病対策課の鈴木でございます。補足させていただくと、恐らくですが、減っている原因というのは、令和3年度・4年度は、先ほど小佐野が説明した動画を学校でかなり見ていただいたということが考えられます。そこが多くて、令和5年度以降は見られていないというわけではないと思いますが、授業での活用があったので、そこでかなり増えたのだろうと推測しているところがございます。私からは以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。できるだけ多くの方に見ていただきたいので、引き続きプロモーションをお願いしたいと思います。

ほかはいかがでございますか。どうぞ。

(斎藤委員)

分からないので質問させていただきます。24のところ、薬物依存症者のコホート調査ということで研究の協力をしているとおっしゃっていましたが、それについて少しご説明いただきたいと思います。

(事務局)

精神保健福祉センター相談課の石井と申します。先ほどちょっと説明させていただきましたが、これは障害者政策総合研究事業という名前で、国立精神・神経医療研究センターの松本先生が行っている、薬物依存症者で保護観察の対象となった方について、まず最初に面接を行い、その後、3か月後、6か月後という感じに電話で聴き取りを行って、本人の状態なり生活状況なりを聞いて3年間支援していくという、それを精神保健福祉センターがやるという事業を行っています。そういう方は、最初にどこかにつながるかどうかという、なかなか行かない。例えば保健所とかが一番近いところですが、なかなか行きづらいということで、精神保健福祉センターは比較的行きやすいということもありまして、全国で協力した精神保健福祉センターが何か所か入って今、展開している事業です。ですので、その3年間が終わった後も人によってはセンターにつながったりということで、緩やかな支援体制をつくっていくことを目指しています。今は研究ということで、これは6年目、7年目ですかね、ということで続けて研究をやっているという形になっています。

(樋口会長)

よろしいでしょうか。

(斎藤委員)

ちょっと書き取れなかったのですが、一番最初に言った言葉は何と。

(事務局)

この事業の研究の名前が障害者政策総合研究事業で、この資料にも書いてあります。それを最初に申し上げております。

(斎藤委員)

ありがとうございます。

(樋口会長)

ほかはよろしいでしょうか。私のほうからちょっとお話をお伺いしたいと思います。神奈川県競輪主催者連絡協議会の渡邊委員、もし何かございましたらお話しいただければと思います。

(渡邊委員)

平塚競輪場でちょうどお盆の時期に8月13日から6日間ほど第67回オールスター競輪というのを開催させていただきまして、延べ4万4000人のご来場をいただきました。その中で私どもの依存症対策としましては、ギャンブルに対して不安をお持ちの方に依存症の相談窓口を設置したり、未成年の方の車券購入禁止の場内アナウンスを1日に数回させていただきまして。これはオールスターに限って行っているものではなく、通常の開催でも行っているものでございます。それに加えてオールスター競輪ということで4万4000人という多くの方が来られるイベントでしたので、神奈川県さんとグレイス・ロードさんの啓発チラシを場内各所に配架させていただきまして、依存症対策の普及ということで、いつにも増して対策をさせていただいたところでございます。以上です。

(樋口会長)

相談窓口というのがそのイベントの中にあっただけですか。今のはそういう話ですか。

(渡邊委員)

そうですね。救護室の中に救護員の研修を受けた者が常時おりますので、ご相談に来られた場合にはそういった人間が対応に当たらせていただいている窓口でございます。

(樋口会長)

そういう話は結構あちこちでいっぱい出てくるのですが、実際、どの位の人がその間に相談に来たのか、来たのは家族なのか本人なのか、その辺がもし分かれば、とても貴重な情報なので教えていただければ。

(渡邊委員)

オールスター競輪中は特にご相談いただいたという事例はございませんでしたが、令和5年度ですと、相談でご本人様が1件来られたという記録がございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。続きまして、RDP横浜の久保井委員、いらっしゃいますか。

依存症対策について何かございましたらお話してください。

(久保井委員)

依存症対策というか、うちは依存症回復のための障害福祉サービス事業所なので、うちの施設で何をやっているかみたいなものをご用意したので、共有しながら少しお話ができたと思っています。事前に山口さんからもお配りしていただいたのですが、プログラムのことから施設の説明をさらっとさせてもらいます。先ほどお話がありましたが、うちの施設は、アルコール、薬物、ギャンブル、共依存、摂食障害、その他のいろいろな依存症の根本的な生きづらさみたいなのところは一緒かなということで、依存症全般の回復支援施設です。人数や場所は今回省きますが、性別も依存対象も問いませんということでやっています。プログラムとして提供していて一番大事にしているのはリカバリー・ダイナミクスというもので、自助グループで使っている12のステップを講義形式で皆さんにやってもらって、依存症から回復するという感じです。私を含め、うちはスタッフ全員がいわゆる当事者で、私の場合はアルコールと薬物ですが、依存症から回復して社会復帰した人たちが、また新しく困っている人をサポートするみたいなことでやっています。写真とかは飛ばします。

そのリカバリー・ダイナミクスというのがどういうものか、これだけだとちょっと分かりづらいのですが、結局、最終的なものがお酒であれ薬であれギャンブルであれ、何かしらの生きづらさと私たちは呼んでいますが、人と関わるときの困難さとか、自己評価が高過ぎたり低過ぎたりするとか、人との信頼関係がうまく築けないとか、そういうところから多分、アディクションが必要になっている、そのアディクションを手放して、アディクションを使わずに、これからは人と関わっていったり、自分と向き合っていくみたいなことを学ぶためのプログラムかなと私自身は思っています。講義形式で行うというのが一つの特徴で、この写真にあるように、通常、自助グループ内では1対1でこの12ステッププログラムをやるのですが、RDP横浜では1対5～10ぐらいで、講義形式で概要をお伝えし、最終的に自分でやるものは担当スタッフと1対1で取り組むという形でプログラムを提供して、それぞれまずはアディクションを使わないで生活すること、さらにその先にはそれぞれの利用者さんがなりたい生活を送るためのお手伝いみたいなことをしています。もうちょっと具体的な取組としては、特にギャンブルに関して、前半で出たお話の中で言うと、ギャンブルが多分、ほかの依存とちょっと違うのは、医療機関の紹介というパターンが少なく、つい最近だと、横浜市のこころの健康相談センターから、ここセンに相談に来た人が紹介されてうちに来るといったパターンだったり、あとは、別のグループホームの計画相談員の人が、この人はギャンブルに問題がありそうだと紹介してくださったりというパターンが多く、そこがアルコールや薬物と違うのかなと思っています。なので、ギャンブルの人については、逆にそういう相談機関から相談があつて、私たちが県立医療センターにつなぐみたいな感じで、ここ最近、何人か関わったりしています。

あと、啓発事業的なことでいうと、かながわ依存症ポータルサイトには比較的こまめに情報を上げています。毎月やっている勉強会や年2回やっているセミナーも、大体そこはそういうイベント担当のスタッフが、何かあると比較的頻繁に情報を上げています。これはちょっと宣伝になってしまいますが、11月にも、まさに今日集まっていたような支援職、関係者の方向けのセミナーが神奈川労働プラザであって、この委員にも参加してくださっている横浜保護観察所の太田さんが話をしてくださったりします。毎年このセミナーは開いていて、できるだけいろいろな人に依存症が病気だということと、回復できて社会復帰もできるということをお伝えするようなことをやっています。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。もしなければ、事務局にはどうぞ引き続き、ギャンブルと依存症対策の取組を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

### (3) ギャンブル等依存症対策の普及啓発について

(樋口会長)

続きまして、議題(3) ギャンブル等依存症対策の普及啓発について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局から説明】

(樋口会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明についてご意見・ご質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

(安居院代理)

昨年度、啓発ポスターの制作をお願いしたところ、今回実施していただいて本当に本当にありがとうございます。ご質問というか、ちょっとお伝えできればと思うのですが、違法性のことは、今回、前のものと差別化を図るためにサブテーマということは分かるのですが、もう少し大きくなるかなと思いました。それと、ポータルサイトのバックの方が、上のほうはかわいい感じで怖くないのですが、下のほうは怖い感じなので、もう少し明るい感じでもいいのかなと思いました。

あと、配布先のことですが、今、オンラインカジノが若年化していることが本当に問題となっているのは皆さんご承知おきのことだと思います。なぜかという、スマホの普及によってだと思います。宮崎のほうで高校生がオンラインカジノで違法な換金を繰り返したということで、警視庁に書類送検されたりしています。これは知識のなさだったり、興味・関心が強くはまりやすいので、危険性がすごく高いと思うのです。それと、私たちの家族会の仲間が、母校にギャンブル依存症の啓発に行こうということで関西のほうの大学に行ったときに、オンラインカジノの実態調査をしました。そうしたら、オンラインカジノが違法だということを知らない子がすごく多かったです。なので、もしできればもう少し、違法ですということを強くうたっていただければと思ったのと、若年化が深刻化しているので、早急に教育現場でもオンラインカジノの違法性の周知が必要だと思います。そこで、例えばポスターを貼る場所が今日出席されている方々の所属先にもなっていますが、できれば大学とか高校とか駅とか、商業施設や若者の集まる場所にぜひ掲示していただきたいと思って、意見を言わせていただきました。ありがとうございます。

(樋口会長)

ありがとうございます。今の話について何かございますか。

(事務局)

ご意見頂きありがとうございます。ポスターの違法性についての記載が小さいことはご

意見を頂いたとおりですので、もう少し記載の方法を工夫できればと思っております。

配布先につきましても、500部は印刷する予定ですので、教育機関や公共交通機関での掲示もうまく連携しながら検討してまいりたいと思っております。

(事務局)

事務局から補足の回答をさせていただきます。オンラインカジノの違法性に関しまして、特に家族会様も大変危機意識を持って取り組んでいただいていると存じます。今回、我々のご要望いただいたり、また、我々の危機意識もあって作成を検討していく中で、まずは国のポスターとはできる限り差別化すべきだろうといった視点が一つございます。また、我々はギャンブル等依存症対策ということでやっておりまして、その違法性をあまりに強調するのは、我々の対策から少し外れてしまうのではないかとといったところもございます。ただ、違法性が高いことは事実だと思いますので、こうやって小さいながらもメッセージを入れさせていただいたといった視点がございます。ですので、どこまでメッセージを大きくするかなど、対応できるか分かりませんが、ご意見としては承ります。

(樋口会長)

ありがとうございました。オンラインカジノは違法なのですが、法的にはこういうポスターの中にオンラインカジノというようなものが入っているのですけれども、これについて松岡委員、何かご意見ございますか。

(松岡副会長)

入れていただいているのでありがたいなということで、正直な話、神奈川県のパスターで全てを網羅するのはなかなか難しいかと思うので、4ページにある国のポスターは「オンラインカジノは犯罪です！」と思いきりうたっているもので、それと併用していただければありがたいかなというところはあります。

今回のこの県のパスターに対して、私の個人的な意見ですが、私は案1のほうがいいのかなと思っています。段階的にどんどん悪くなっていく感じが表れているのかなと私は思います。ただ、この中で「借金が増えてもやめられない」という記載があるのですが、借金してまでギャンブルをやるという時点で問題かなと思うので、「増えても」ではなくて案2の「借金してでも」ですね。案2の「闇バイトしてでも」の闇バイトは要らないと思うので、「闇バイトしてでも」ではなくて「借金してでも」ギャンブルをする、これがもう依存症なのかなという気はしています。なので、僕は案1のほうで、そこはちょっとそういうふうに変えたほうがいいのかなと思っています。

あと、これを入れられるかどうかは裏づけがあるかということがありますが、今日いろいろなお話を家族会の方からも聞きましたけれども、自死というか自殺に直結するとか、自殺が多い依存症の種類だというのであれば、「だれでもなる可能性がある病気です」というところの中で、命に関わる病気ですとか、命のことについて何か入れられないかなと。ただ、これはエビデンスがないと県のほうのものではなかなか入れにくいのかな

というので、もし可能であれば、計画案には出ていませんが、依存症とかギャンブルとかその辺で自死の関係は多分、調査がいろいろ出ていると思うので、次期計画案の中に入れられるように統計とかを取っておいていただきたいということがあります。私からは以上です。

(樋口会長)

今の追加で、今はギャンブル行動症と医学用語ではなっていますが、アメリカのDSM-5-TRという新しい診断基準だと、一番最後の診断項目は、やはり「ギャンブルによる経済的問題で借金をする」なのです。なので、今の松岡委員の話はそのとおりだと思います。

それから、自死に関するデータはたくさんありますよね。探せばいっぱい出てくると思います。なので、それについてのエビデンスはかなり明確だと思います。事務局、どうぞ。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。当課でも自殺対策は別途取り組んでおりまして、その中で警察庁が取りまとめている統計や人口動態統計などをもって、自殺の原因というデータも持っております。その中で、依存症に関する分類がどこまで取れるかということに関しては確認した上で、必要に応じて対応させていただければと存じます。

また、加えて松岡先生からも頂いております、メッセージは「借金してでもやめられない」のほうかということで、事前にそういったご意見を頂いた委員さんもいらっしゃいましたので、そこは対応させていただければと思っております。

(安居院代理)

すみません、先ほど伝えそびれたのですが、案1と案2のどちらがいいかと言われれば、案2のほうですっきりしていてよいのではないかという意見がありました。先生、違って申し訳ありません。

(樋口会長)

ほかにございますか。今日ここで、できればどちらの案がいいかという意見を頂いて統一できればと思っておりますが、その前に、こういうポスターについて協議会が後援するというに異論のある委員の方はいらっしゃいますか。

(異議なし)

(樋口会長)

さすがに異論はないのではないかと思いますので、この件に関しては異議がないということよろしいですね。

(事務局)

オンラインの委員の皆様もご承諾というか、うなずいていらっしゃいます。

(樋口会長)

大丈夫ですか。それでは、このポスターについて、この協議会が後援するということは

決定事項としたいと思います。

それから、どちらの案がいいかという話ですが、事前に委員の方々に調査していますよね。そのあたりの結果を教えていただければと。

(事務局)

事前回答に皆様ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。一部、頂いた意見を抜粋していくとともに、票数について簡単に触れさせていただきます。

まず、案1に関しましては、だんだん症状が悪化していく様子が分かりやすい。ただ、めり張りがもっとあるといいのでは。ただ、ギャンブルを示す要素があまりないということで、単純にこれはスマホをいじっていてトランプが描かれているだけなので、ギャンブルだとぱっと分からないのではないかといったご意見も頂いております。また、色合いは明確に、めり張りがあったほうがよいとか、これは恐らく松岡先生の意見と同様で、メッセージについて案2のほうがいい部分もありますといったご意見を受けております。

案2に関しまして、やはり闇バイトの関連性が疑問だといったご意見が多くございました。借金に関しては恐らくあるのですが、闇バイトに関して関連性はまだ明確なものがないといったご意見も頂戴しております。また、こちらに関しては色味やコントラストが暗いなど、イメージが伝わりづらいといった意見を頂いております。

全体を通しては、回復という道もある。依存症は病気なので、回復もあるといったメッセージが全体として届けられるとよいのではないかとといったご意見を頂戴しております。

そういったご意見を適宜、今後、反映させていただこうと思っておりますが、事前の回答で頂いたご意見としては、案1のほうがよいのではないかとという票数が7票、案2が1票となっております。あとは「どちらでもよい」も数名の方から頂いているといった状況でございます。

(樋口会長)

ということで、事前の委員の先生方の投票だと、案1のほうが非常に多かったということですが、いかがいたしましょう。

(事務局)

事務局から補足ですが、団体さんによっては構成員の皆さんにも意見を頂いたということで、かなりこのご意見を重く受け止めております。その上で、案1であっても案2であっても、落ちてしまったほうのポスターに関しては今後生かせるように保存させていただいて、またタイミングがあれば、ぜひ周知に活用していきたいと思っております。以上でございます。

(樋口会長)

いかがでしょうか。恐らく手を挙げれば案1のほうが多くなるのではないかと思います。

(松岡副会長)

家族の会さんが案2のほうがいいと言った、その意見を。

(樋口会長)

そうですね。

(安居院代理)

すっきりしているのではないかと。

(樋口会長)

すっきりしているという理由で案2がよろしいということなのですが、どうぞ。

(近藤委員)

僕も個人的には案1に賛成ですが、施設の中でスタッフとかメンバーさんに諮ったところ、皆さん案2がいいと言うのです。いわゆる刺激が強いほうがみんな好きみたいで、訴求対象がギャンブル依存症本人であれば、多分、案2のほうが扁桃体が反応するに値する刺激の強さで、一般向けとか家族の方だったら明らかに案1だろうと。刺激が強いものは刺激から除外して見ていますから、こちらのほうがすっと入ってくるのです。先ほどのオンラインカジノと同じですが、一次予防を目的とするのであれば、これはまた趣旨が違ってくると思います。オンラインカジノは一次予防ですから、依存症になってしまった人、なりそうな人とか、二次予防、三次予防の観点から考えれば、やはりそういう人たちが反応するほうがいいのではないかということで、K-GAPとしては案2かなというところで今回意見を持ってきました。少数派の意見を聞いていただいております。

(樋口会長)

ご意見いかがでしょうか。いろいろなお考えがあると思いますので、事前の投票だけではなくて背景にあるご意見等頂ければと思いますが、いかがでしょうか。ぱっと見たところ、案2も案1も、実はあまり変わらないですね。それぞれの好みとか、すっきり感とかあるのでしょうかけれども、いかがでしょうか。それから、出たご意見はそれぞれすごく大事なご意見なので、それは反映していただくということをお願いしたいと思います。どうぞ。

(松岡副会長)

これは配布ポスターで配布先がいろいろありましたが、誰が見ることを対象にしていますか。先ほどもおっしゃっていたように、本人が見ることを対象にしているのであれば、刺激があったほうが見やすいとなるのか。国のほうのポスターもそうですが、結局こういう刺激的なポスターがいっぱい貼ってあるのを見るかなとなったときに、ご家族さんとかその辺が見るときには、アニメ的なものがあつたほうが何が描いてあるのかなって見るかなと、私は思ったりしました。どこを対象に、誰を対象にということがあれば、もう少し変わってくるのかなと思うのですが、その辺はどういうコンセプトかというのがありますか。

(事務局)

主なターゲットは、当事者の方に絞ったものではなく、ご家族や、まだ依存症に当たら

ないような方も含めて、広く見ていただきたいと思っております。

(樋口会長)

ありがとうございました。井上委員、どうぞ。

(井上委員)

精神保健福祉センターの井上です。精神保健福祉センターなんかでやっていると、どうしてもまだそこまでいかない方のご相談が多いので、そうするとコンセプトとして、今、広くとおっしゃったので、まだなってもいないのものすごく不安になって余計な取り越し苦労をしたり、不安をあおるようなこともあると思うので、一般的なほうがいいのかないかと思いました。

(樋口会長)

私の感想ですが、ポスターの話が出てから、いろいろなところでこういうポスターが並んでいるところを見ますと、実は赤の色はいっぱい並んでいるのです。なので、こういう色が特別目立ってというより、むしろ白のほうがよく目立ったりするかもしれないかと思いました。誠に勝手な感想を言わせていただいて申し訳ないです。ほかにございますか。オンラインでいますか。どうぞ。

(佐藤委員)

ありがとうございます。私も最初に2つのポスターを見せていただいたときに、警察や国でつくる「ダメ。ゼッタイ。」みたいな、そっこのイメージのとおりポスターだったものですから、家族だったり、当事者もですが、ギャンブル依存症というものが怖いもののような、印象的に色合いが怖い感じだったので、もう少し、先ほど樋口先生がおっしゃったように白っぽいというか、そう怖いものではなく、病気なので治療につながりましょうというのが前面に出るような雰囲気のほうがいいのかなど。どちらも怖い感じがするので、どちらという選択ができずに回答せずいたのですが、ターゲットをご本人につながってもらいたくてするのか、ご家族にというのではなくて全般的に社会に知ってもらいたいということであれば、病気ですから治療につながりましょうということが前面に出るようなイメージのほうがいいのかないかと思いました。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。そうすると、事務局の意見あるいはこの協議会の意見として、ご本人をターゲットにするよりももっと広く一般に知っていただくということで、そうだとすると、ややマイルドなほうが受けがいいかもしれないということですね。それから、話に出てきた幾つかの指摘については、ぜひ中に入れていただければと思います。私も500部の限られたところではなくて、せっかくだからであればいろいろなところに貼っていただくのが大事なので、そのあたりはぜひお願いしたいと思います。

一応、もう時間の関係でそう簡単にいろいろなものを変えられないのではないかという

のもあるので、案1と案2でもし選ぶとすると、案1のほうがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(樋口会長)

では、異議ないということで、案1をベースにしてお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

## その他

(樋口会長)

実は、今日の議題はこの3つで終わりなので、その次、その他というところに移りたいと思います。議題の最後です。皆様からその他で何か話がございましたらどうぞ。

(安居院代理)

情報提供ということでよろしいでしょうか。今日は依存症のスペシャリストの方たちがお見えになっているということで、今、横浜のシネマ・ジャック&ベティというところで、考える会の田中がプロデュースしました『アディクトを待ちながら』という映画が上映中です。高知東生さんも依存症から回復なさっている方です。8月の初めにほかのケイズシネマというところで1週間やりまして好評だったので、全国津々浦々回っているのですが、ちょうどこのタイミングというのは奇跡かなと思います。今、横浜で2週間やっております、先週の土曜日からやっています。今、4時20分からなのですが、今度の土曜日からの上映時間は7時半からとなっております。皆さんお仕事が終わっても行っていただける時間だと思います。ギャンブル依存症は回復できる病気なんだということ、仲間の中において回復できる病気なんだということと、家族の視点とか夫婦の視点とかいろいろな視点から、ギャンブルだけではなくていろいろなアディクトの方、役者さんが出ておられて、依存症のことを皆さんにもう一度考えていただくとてもいい機会になると思うので、ぜひお時間をつくって見ていただければと思ってご紹介させていただきました。

(樋口会長)

場所はどこですか。

(安居院代理)

伊勢佐木町のシネマ・ジャック&ベティです。

(樋口会長)

皆さん、分かりますか。

(安居院代理)

ここから近いです。

(樋口会長)

分かりました。どうもありがとうございました。

そのほか、その他で何かございますか。いいですか。オンラインのほうも大丈夫ですか。

(事務局)

特にございません。

(樋口会長)

皆様、本日はご検討ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

樋口会長、委員の皆様、貴重なご意見を頂きまして、今日はありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項がございます。本日出席いただいた方の中で、対象となる方には謝礼金をお支払いさせていただきます。昨年度から引き続き委員の方には、昨年度までと同じ口座にお振込みする予定でございます。口座情報に変更がある方がいらっしゃいましたら、この後、記入様式をお渡ししますので、事務局にお申出をよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、ご出席賜りありがとうございました。次回の開催は来年度となりますが、今回お諮りしたポスターをまた皆様にお知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## 閉 会

(事務局)

それでは、これもちまして令和6年度神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会を終了いたします。本日は、皆様お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでございました。